

各障害児支援相談支援事業所
各指定障害児通所支援事業所
各指定障害児入所施設

御中

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「児童福祉法等の一部を改正する法律案」について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、本年3月4日に法案提出の旨、閣議決定がなされたと連絡がありました。改正の趣旨及び概要については、別添のとおり送付しますので、御了知いただきますようお願いいたします。

記

1 障害児の支援に係る主な改正事項について

- ・児童発達支援の一元化（第6条の2の2第2項関係）
- ・放課後等デイサービスの対象児童の見直し（第6条の2の2第3項関係）
- ・過齢児等の移行調整に係る都道府県等の責務への追加（第24条の19第4項関係）
- ・障害児入所施設の対象者の見直し（第24条の24第2項及び第31条の2関係）
- ・児童発達支援センターの役割の強化等（第43条関係）

2 参考資料の掲載場所について

詳細につきましては、全国児童福祉主管課長会議の資料や障害保健福祉主管課長会議の資料を御参照いただきますようお願いいたします。

- ・全国児童福祉主管課長会議 資料掲載場所
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_129064.html
- ・障害保健福祉主管課長会議 資料掲載場所（令和4年3月22日掲載予定）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisshahukushi/kaigi_shiryou/index.html

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

【地域生活支援係】

担当係長 山脇 担当 金子

【連絡先】

直通 058-272-8302 FAX 058-278-2643